

地域包括支援センターからのお知らせ  
知っておくと安心です

# 成年後見制度について

判断能力が不十分な人を保護し、支援する制度です

## 成

年後見制度は、認知症や知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が不十分な人を保護し、支援する制度です。

判断能力が不十分な人は、預貯金や家計の管理が難しい場合があります。

また、介護、福祉サービスを利用する場合には手続きや契約が必要ですが、自分で判断して契約できないため、サービスなどを利用できない場合もあります。

さらには、訪問販売などで不利益な契約をしてしまったり、悪徳商法の被害にあって危険性もあります。

そんなときに、お役に立つ制度が成年後見制度です。

## 成年後見制度の種類

### 法定後見制度

すでに判断能力が不十分な人に対して家庭裁判所が支援する人（成年後見人等）を選んで、財産管理や必要な契約行為、誤ってしてしまった契約の取消などの支援をします。

### 任意後見制度

十分に判断能力があるうちに、あらかじめ自分で支援してもらう人を決めておき、将来に備えておきます。

例えば、  
こんな心配ありませんか？

### ケース①

認知症と診断された独り暮らしの母親が、訪問販売で高額な布団を買ってしまった。

### ケース②

今は元気で一人暮らしをしているが、今後、認知症になったらと考えると不安になる。元気なうちに信頼できる人に将来の財産管理を頼っておきたい。

### ケース③

障がいのある子どもがいるが、親が高齢になって支援ができなくなってきた。

こんな心配があるときは



## 成年後見制度

をご利用ください。

相談窓口の  
お知らせ

平成28年度から、羽幌町社会福祉協議会では成年後見に関する相談窓口を開設しています。また、日常生活の中の金銭管理をお手伝いする「日常生活自立支援事業」を行っています。

障がいの種類や、年齢を問わずお気軽にご相談ください。

### ■相談窓口

羽幌町社会福祉協議会

羽幌町南7条3丁目

(羽幌町勤労青少年ホーム内)

☎69・2311

↓お問い合わせ 健康支援課

地域包括支援センター

(すこやか健康センター内)

☎62・6021